

# 京丹後市の緊急事態宣言解除後の対応方針

(第16回対策本部会議 5月22日(金)開催)

期間 令和2年5月23日～5月31日

## ■イベントの開催に関する本市の方針

### 【京都府(5/21対応方針)】

- ①全国的かつ大規模な催物は、中止又は延期を要請する
- ②開催にあたっては、以下を目安としつつ、適切な感染防止策の実施
  - ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以上の参加人数とする
  - ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分(できるだけ2m)確保する
- ③②の人数に満たないイベントであっても、密閉された空間において大声での発生、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるイベント等は控える

### 【京丹後市(5/5時点)】

市主催(共催含む)のイベント、行事については、5月31日(日)までを目安に、原則として、中止、延期とする



京都府の対応方針に準じる。

## ■施設の使用制限の要請について

### 【京都府(5/21府民利用施設の再開等について)】

業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえ適切な感染防止対策を講じたうえで順次再開する

※1,000㎡を超える運動施設・遊技施設・有効施設、クラスター発生施設等を除く

### 【京丹後市(5/15市対策本部会議)】

感染予防対策が整った施設から順次再開



京都府の対応方針に準じる。

## 新しい生活様式について

施設の再開をはじめ、あらゆる行政サービスの提供にあたりウイルスへの警戒を怠らない  
(市民も事業者も行政も、以前の生活に戻るのではなく、新しい生活様式を始めなければ再び感染拡大の可能性のあることの意識徹底)